

# 大津市子どもの居場所づくり事業業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

大津市こども未来部   こども総合支援局   こども・子育て安心課

# 大津市子どもの居場所づくり事業業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、大津市子どもの居場所づくり事業業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

## 2 業務概要

(1) 業 務 名 大津市子どもの居場所づくり事業業務

(2) 業務内容

「大津市子どもの居場所づくり事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき、次に掲げる業務を実施するものとする。

ア 居場所づくり

イ 学習支援

ウ 生活支援

エ 保護者支援

(3) 業務期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

## 3 募集する実施箇所数等

大津市内の1か所とする。なお、実施場所については坂本学区以北とする。

## 4 予算金額

本業務に係る委託料の単価（委託費 1回当たり）は次に掲げる金額を上限とし、当該月の委託料は、各単価に提供した回数に乗じた額となる。

また、年間事務費は次に掲げる金額を定額で受託者に支払うこととする。

(1) 昼の部

委 託 費

（個別） 1回当たり 8,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

（集団） 1回当たり 10,650円（消費税及び地方消費税を含む。）

年間事務費 6か月分 30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 夜の部

委 託 費

（個別） 1回当たり 11,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

（集団） 1回当たり 20,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

年間事務費 6か月分 30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 実施形式 公募型プロポーザル方式

## 6 日程（予定）

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 令和8年7月24日（金） | 公募開始<br>プロポーザル実施要領の配布 |
| 令和8年8月7日（金）  | 質疑受付締切                |
| 令和8年8月17日（月） | 参加申込締切及び質疑に対する回答（予定）  |
| 令和8年8月24日（月） | 企画提案書等の提出締切           |
| 令和8年8月28日（金） | プレゼンテーション審査           |

## 7 参加資格

プロポーザルに参加することできる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

### ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ii) (7)又は(i)と同視し得る関係にあると認められる場合

### イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - (エ) (イ)から(ロ)までと同視し得る関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められると

き。

## 8 質疑・応答

### (1) 提出方法

質問がある場合は、電子メールにてこども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課まで送信すること。

質問票（様式第4号）に質問内容を記載し、メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

なお、送信した場合は、必ず電話にて送信した旨を伝え、こども・子育て安心課で着信したことを確認すること。

### (2) 期限

令和8年8月7日（金）午後5時まで（必着）とし、以降の質問は一切受け付けない。

### (3) 提出先

大津市こども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課

E-mail : [otsu1407@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1407@city.otsu.lg.jp)

TEL : 077-528-2688（直通）

### (4) 回答方法

回答は電子メールにより送信するとともに、ホームページにおいて掲載する。

## 9 応募書類の交付

令和8年7月24日（金）から同年8月17日（月）までに大津市こども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課にて受領するか、大津市ホームページからダウンロードすること。なお、こども・子育て安心課で受領する場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に受領すること。

## 10 参加申込の手続

### (1) 参加申込について

「昼の部」、「夜の部」のいずれか一方の実施だけでも参加申込をすることができる。

### (2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、イ（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる書類は、原本1部及び副本7部を提出すること。また、副本には参加申込者の商号又は名称、代表者氏名その他の事業者が特定できる事項を記載しないこと。サイズはA4サイズ（A3折込可）とする。

ア 参加申込に係る提出書類

（ア）参加申込書（様式第1号）

参加申込書に実施箇所の住所を明記すること。

(イ) 会社概要

パンフレットを作成している場合は、パンフレットも添付すること。

(ウ) 誓約書（様式第2号）

(エ) 業務実績（様式第3号）

a 過去に履行した同種の業務に類する実績を記載すること

b 実績記載に当たっては発注者、履行期間を合わせて記載すること。

c 実績が3件を超える場合は、主要なもの3件のみ記載すること。

(オ) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次に掲げる書類

a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認することができるもの）

※法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けている者にあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。

b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

イ 企画提案にかかる提出書類

(ア) 企画提案書（任意の様式）

本実施要領「1.1 企画提案書作成方法」、仕様書等に沿って作成すること。

(イ) 価格見積書（任意の様式）

a 価格見積書としては「昼の部」、「夜の部」ごとに1回当たりの受託金額のみを提示すること。

b 消費税及び地方消費税相当額を含む受託金額を記載すること。

c 年間事務費（「昼の部」、「夜の部」ごとに30,000円）以外の本業務の実施に必要な経費は、1回当たりの受託金額に全て含むこと。

(ウ) 審査基準対照表

本実施要領「1.2 審査方法（3）審査基準」に示された評価項目ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の強み等、企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

(3) 提出期限及び時間

ア 持参による提出の場合

(ア) 参加申込に係る提出書類

令和8年8月17日（月）午後5時まで

(イ) 企画提案に係る提出書類

令和8年8月24日（月）午後5時まで

イ 郵送による提出の場合

(ア) 参加申込に係る提出書類

令和8年8月17日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 企画提案に係る提出書類

令和8年8月24日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出先 大津市こども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所新館1階

エ 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、郵便書留の方法により送付するものとし、イの受付期限までにウの受付場所に必着とする。また、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

1.1 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

ア 「昼の部」、「夜の部」について、両方を実施できるか、又はいずれか一方の実施であるかを明記すること。

イ 仕様書及び審査方法等を踏まえた上で、参加者としての方針、アピールポイントや提案内容等を具体的に明記すること。

(2) 様式等

ア 様式は任意とする。文書補充のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

イ 様式の規格はA4サイズとする。ただし、表現等の問題でA3サイズを利用した方が分かりやすい場合はA3の利用も可とする。

ウ 提案内容については使用枚数を自由とする。

エ 企画書案は、左留めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。

1.2 審査方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市子どもの居場所づくり事業業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 実施方法

提案者から提出された企画提案書等を用いたプレゼンテーション及び質疑応答により、提案内容を評価する。

ア 出席者は3人以内とする。

イ プレゼンテーションは、1つの提案につき20分以内とし、質疑応答は20分以内とする。

ウ 審査順は、企画提案書を提出された順（受付順）とする。

(2) 開催日時

令和8年8月28日（金）午後

日程、集合時間等は別途通知する。

実施場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館3階 産業観光部会議室

※ 詳細な場所及び時間は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

※ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したプロジ

ェクターを利用することができる。その場合には、プレゼンテーションの3日前までにこども・子育て安心課へ申し出ること。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略によるページ数の変更及び構成の変更を妨げない。

(3) 審査基準 下記項目を基本に審査する。

| 評価項目           |                             | 評価の視点                                                                                                             |
|----------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 全体          | (1) 業務取組方針                  | ・本業務の内容及び大津市における福祉施策の中での本業務の位置付けを理解し、業務目的の達成が期待できる提案内容となっているか。                                                    |
|                | (2) 対象児童に対する、<br>現況・課題への理解度 | ・養育困難な要支援児童の現況・課題への理解は十分か。                                                                                        |
| 2. 実績・能力<br>評価 | (3) 業務実施体制<br>(ハード面)        | ・業務の実施箇所（以下「会場」という。）の利便性は良いか。<br>・会場の間取り及び面積は妥当であるか。<br>・会場の安全性は確保されているか。                                         |
|                | (4) 業務実施体制<br>(ソフト面)        | ・スタッフは適切に配置されているか。<br>・スタッフの福祉資格の有無や経験年数は十分か。<br>・緊急時や苦情対応等の体制が整っているか。<br>・昼の部・夜の部について、両方を実施できるか、又はいずれか一方の実施であるか。 |
|                | (5) 個人情報の適正管理               | ・個人情報保護のための体制整備や利用者のプライバシー保護のための取組ができているか。                                                                        |
|                | (6) 業務実績                    | ・類似の業務に関する事業実績はあるか。                                                                                               |
| 3. 企画・提案<br>評価 | (7) 提案内容の的確性                | ・保険（業務活動中の保険と自動車保険）の補償内容は妥当であるか。<br>・提案内容は、仕様書に示している4つの支援（居場所づくり、学習支援、生活支援、保護者支援）を網羅しているか。<br>・食事の提供及び送迎対応をしているか。 |
|                | (8) 提案内容の具体性                | ・業務実施手順を示す業務フロー等は妥当であるか。<br>・提案内容は具体的に示されているか。<br>・魅力があり、効果が見込まれる提案内容か。<br>・実現可能な提案内容であるか。                        |
|                | (9) スタッフの研修及び<br>人材育成方法     | ・スタッフの能力向上につながる研修計画等スキルアップのシステムはできているか。                                                                           |

|         |             |                         |
|---------|-------------|-------------------------|
| 4. 価格評価 | (10) 価格の妥当性 | ・ 業務実施に当たり、見積金額は妥当であるか。 |
|---------|-------------|-------------------------|

(4) 審査基準の各項目について提案に基づき審査し、各委員の合計点が、各参加者中、最高点であったものを最優秀提案者とし、この結果を基に大津市子どもの居場所づくり事業業務プロポーザル審査委員会において、候補者を決定する。

ただし、最優秀提案者であっても、各委員の合計点が500点中300点未満の場合は候補者とししないものとする。また、各評価項目をAからEまでの5段階で評価し、委員全員が同じ項目で「D」又は「E」を付けた場合も同様とする。

### 1.3 審査結果

#### (1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

#### (2) 通知予定日

令和8年9月7日（月）

### 1.4 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、担当課が協議の結果に合わせて作成した仕様書に基づく見積書を作成し、提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第7項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

### 1.5 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

### 1.6 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 1 7 その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席したとき

カ 参考見積書の金額が第4項の予算額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写を含む。）することができるものとする。

### (6) プロポーザル参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 1 8 問合せ先

大津市こども未来部こども総合支援局こども・子育て安心課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市役所新館1階

T E L : 077-528-2688 (直通)

E-mail : otsu1407@city.otsu.lg.jp